高教組HPにもUPしています
「兵庫高教組」検索

高教組通信

7

2014年12月9日 兵庫高教組書記局

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

E-mail: honbu@hyogo-Kokyoso.com

県人事委員会判定(日々研修問題)に対する 高教組中央執行委員会見解について

県教育委員会は、2012年3月30日、県立学校長に対し定時制高校における課業期間中の 自宅での研修(以下、日々研修)は承認しないとの通知(「教育公務員特例法第22条第2項に 基づく研修の承認について」資料1参照)を出しました。高教組は、同通知は研修権の侵 害に当たるとして県人事委員会に対し勤務条件に関する措置要求を行い、2014年11月5日、 同措置要求に対する県人事委員会判定が出されました。この県人事委員会判定に対する高 教組中央執行委員会見解(別紙参照)の要点は下記の通りです。

県人事委員会判定内容のポイント

高教組の措置要求に対する県人事委員会の判定内容のポイントは下記の通りです。 校長が、研修承認申請(研修計画書)を受理(収受)せず返却していることは「本属長の対応として問題があったと言わざるを得ない」とし、「教員が提出する教育公務員特例法第22条2項の規定に基づく研修計画書を受理すること」を校長に勧告した。

通知は、「一般的な指針」であり一律に自宅での日々研修の不承認を求めたものではない。また、校長が考慮すべき事情の一つとして「課業期間中における自宅研修が保護者や地域住民にどのような誤解を与えるか」を含めたにすぎず違法ではないと判定した。

以上のように、県人事委員会は校長に今後は研修計画書を受理することを勧告する一方、 県教委通知は、「一般的な指針」であり、自宅であるかどうかは考慮すべき事情の一つに すぎないとして違法、無効ではないと判定したのです。

あまりにも杜撰・稚拙な通知、そして荒唐無稽な判定

県人事委員会は、「通知は違法とはしない」との「結論ありき」で判定書の作成に取りかかったと考えられます。ところが県教委通知があまりにも杜撰・稚拙で違法、無効としか判断しようのない代物でした。そこで困り果てた県人事委員会は、県教委通知の内容など全くお構いなしに、通知は「一般的な指針」だと断言し、校長が日々研修を承認すべきかどうかの基準は「 授業及び校務運営に支障がないか、 研修内容は適当か、 研修実施態様は適切かどうか、等を勘案して承認の可否を判断」すべきだという、通知には一言も出てこない文言を県教委に成り代わって明示し、自宅であるかどうかは考慮すべき事情の一つにすぎないと切って捨ててしまったのです。しかも、校長は、研修計画書は受理していないと主張しているにもかかわらず、県人事委員会は校長が先に示した基準に従って研修を不承認と判断したに違いないと勝手に「空想」し、校長の不承認決定は違法、無効でないと判定したのです。

なぜ県人事委員会がは県教委通知を弁護するために、県人事委員会の信頼が地に落ちるような荒唐無稽な判定を出したのでしょうか。第三者機関としての県人事委員会の見識が厳しく問われます。

今後の取り組みについて

私たちは、杜撰・稚拙な県教委通知はもちろん荒唐無稽な県人事委員会判定をとうてい容認できません。しかし、杜撰・稚拙きわまりない県教委通知に対して出された県人事委員会の結論は、(1)教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の承認不承認については、裁判判例(資料2参照)などを踏まえるならば「授業及び校務運営に支障がないか、研修内容は適当か、研修実施態様は適切かどうか、等を勘案して承認の可否を判断すべき」であり、(2)研修場所が自宅であるかどうかは考慮すべき事情の一つにすぎないとするものでした。要するに研修内容が適切であるかどうかが最も重要であり、いくら研修内容が適切でも研修場所が居酒屋では不承認にせざるを得ないと言っているようなものです。

今後、校長が県教委通知を理由に県人事委員会が示した基準に従わず研修を不承認にした場合には、県人事委員会としては違法、無効の判断をせざるを得なくなるでしょう。ただ、県人事委員会は、校長はなぜ不承認にしたかその理由を説明しなくともよいとの不当な判定をしています。しかし、もし説明を拒否すれば人事委員会に措置要求をし、その内容を明らかにさせることになります。判定書を読めば県人事委員会自身そうなることを当然の前提としています。人事委員会審理で明らかになることですから、校長は事実上正当な理由もなく拒否できないということです。

以上を踏まえ、高教組中央執行委員会は、県人事委員会判定に示された基準等に基づき 県教委交渉、校長交渉を行い、日々研修、そして全日制における長期休業中の自宅研修に ついても研修権確立の取り組みを進めます。そして、県人事委員会判定が示した基準すら 守らない校長に対しては、今後、裁判闘争も含め取り組みを進めていくこととします。

資料1:県教委通知

教教第3324号 平成24年3月30日

各県立学校長 様

教職員課長

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の承認について

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修(以下「職専免研修」という。)については、 その内容や実施態様から保護者や地域住民の誤解を招くことのないように、従前から適正 な運用に努めていただいているところです。

従来、高等学校定時制課程において課業期間中に自宅研修を認めてきた経緯がありましたが、社会通念上このような職専免研修を認めることは適切でないとして、多くの学校において行われなくなりました。

このため、現在ではほとんどの学校において、このような運用はなされておらず、一部 の学校の特定の教員のみが、この自宅研修を行っている状況です。

このような状況を考慮し、今後は、原則として、定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとしますので、適切に対応するようお願いします。

資料2:県人事委員会が参考にした名古屋地裁判決(2002年5月22日)

「学校長は、授業に支障がある場合は研修を承認してはならないが、この場合に限らず、申請された研修内容、場所等に照らして当該研修が職務に関連し、教員の資質、人格の向上に寄与するものであるか否かの見地、さらには、研修を承認した場合に生じる校務運営上の支障の有無、程度を総合的に考慮してその許否を決すべきであり、その判断は校長の一定の裁量にゆだねられている。」